

用語解説

障害者施策推進協議会（P 8）

障害者基本法の規定により、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項等の調査審議を行うために設置された執行機関の附属機関。委員は、障害当事者、学識経験者、障害者福祉事業従事者、関係行政機関の職員などで構成される。

障害者スポーツ指導員（P 26）

障害のある人へのスポーツ指導にあたっては、スポーツのルールや指導法の習得ばかりではなく、障害やスポーツに関する医学的、心理学的な知識が必要である。障害者スポーツ指導員は養成講習受講者で、地域での障害者スポーツの普及のための指導を行う者。

障害者地域生活支援センター（P 24）

在宅の精神障害者等に対して在宅福祉サービス等の利用援助、社会資源の活用や障害のある人自身の社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリングなどの総合的な支援を行う機関。

障害児（者）地域療育等支援事業（P 24）

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能を支援する都道府県における療育機能と連携を図る事業。

障害者の日（P 27）

国民の間に広く障害者の福祉についての关心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを趣旨とし、毎年12月9日を「障害者の日」としている。これは国際連合で「障害者の権利宣言」を採択した日であり、従来、障害者対策推進本部が定めていた「障害者の日」を法律（障害者基本法）上位置づけたものである。

障害者110番（P 18）

障害のある人の権利擁護に係る相談等に対応する常設相談窓口。内容に応じて弁護士等による相談チームを編成して専門相談を行うほか、必要に応じて専門機関に依頼する。

障害保健福祉圏域（P 24、P 30、P 32）

各市町村の区域を越える広域的な事業の実施など、地域の特性を踏まえた施策を計画的に推進するために、5つの圏域を設定している。

障害年金（P 13）

国民年金法、厚生年金保険法及び国家公務員共済組合法等の年金各法に基づく障害を支給事由とする年金給付。障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金がある。

小規模作業所（P 12、P 25）

障害者の働く場として、障害者、親、職員をはじめとする関係者の共同事業として地域の中で生まれ、運営される作業所。法的に認められている身体障害者授産施設等と違い無認可施設であるため公的援助は少なく、財政基盤をはじめ、施設整備、施設運営全般とも十分な内容とはいえないものが多い。共同作業所、小規模授産所、福祉作業所などの名称で呼ばれている。なお、平成12年の社会福祉法の改正により社会福祉法人の設立用件が緩和され、今後社会福祉法人への移行が期待される。

情報リテラシー（情報活用能力）（P 22）

リテラシーとは、「読み書き能力」のことと、情報リテラシーとは、情報を使いこなす能力のことと言う。コンピュータを使いこなす能力のこととして、「コンピュータリテラシー」とも呼ばれる。パソコンの操作やデータの整理、インターネットでの情報検索など様々な分野を含む。

職業能力開発校（P16、P26）

職業能力開発促進法に基づいて県が設置している職業能力開発施設。中学校や高等学校を新たに卒業し就職しようとする人や、すでに職業についたが違う職業につきたいという人が、就職に必要な基礎的技能・知識を身につけるところ。

職業リハビリテーション（P7、P16）

障害者等のリハビリテーションの過程において、職業生活への適応を相談・訓練・指導し、その人にふさわしい職に就けるよう援助する専門領域をいう。具体的には障害者職業センター、障害者職業能力開発校、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設等において行われる。

身体障害者地域リハビリテーション協議会（P12）

身体障害者に対する一貫したリハビリテーション活動を推進することを目的に設置されるもので、障害者の自立に向け、医療、職業、教育、社会福祉の各分野との連携を密にした地域リハビリテーションを推進する。

精神障害者地域生活支援センター（P24）

精神保健福祉法に基づき設置される精神障害者社会復帰施設の一つ。地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する問題について、精神障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、保健所、福祉事務所、精神障害者社会復帰施設等の関係機関との連絡調整等の援助を総合的に行う。

精神障害者福祉ホーム（B型）（P25）

精神保健福祉法に基づき設置される精神障害者社会復帰施設の一つ。一定程度の自活能力のある精神障害者が、家庭環境・住宅事情等の理由により住宅の確保が困難な場合に、低額な料金で居室その他の設備を一定期間利用させることにより生活の場を与えるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、そのものの社会復帰を促進及び自立の促進を図ることを目的とする施設。入所期間は原則として5年以内。

精神障害者保健福祉手帳（P4）

一定の精神障害の状態にあることを認定して交付し、交付を受けた者に対し、各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者社会復帰及び自立並びに社会参加の促進を図ることを目的とする手帳。

精神保健福祉士（P13）

精神保健福祉士法に基づく国家資格。精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識と技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業務とする者で、精神保健福祉士登録簿に登録された者を言う。

成年後見制度（P18）

痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者などの判断能力の不十分な成年者を保護するための制度。

総合的な学習の時間（P15、P19）

各学校が地域や学校、児童生徒の実態等に応じ、横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行える時間として設けられたもの。

この時間では、子どもたちが各教科等の学習で得た個々の知識を結び付け、総合的に働かせることができるようにすることを目指しており、各学校が創意工夫を生かして、これまでの教科等の枠を超えた学習などができる。

措置制度（P4）

行政（県や市町村）が福祉サービスの利用者を特定し、サービス内容を決定する制度。

【た行】

第三者評価（P 13）

福祉サービスの質の向上を図るためサービス等の事業内容を公正・中立な第三者機関が専門的・客観的に評価する制度。

地域福祉権利擁護事業（P 18、P 24）

判断能力が十分でない人のため、社会福祉協議会が、契約により、各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う事業。

地域リハビリテーション（P 7、P 12）

障害を抱える者や老人が、住み慣れた所で、そこに住む人々とともに、一生安全に生き生きとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活に関わる人々が行う全てのことを言う。

聴覚障害者情報提供施設（P 22、P 27）

身体障害者福祉法に基づき設置される身体障害者更生援護施設のうち視聴覚障害者情報提供施設の一つ。聴覚障害者用字幕（手話）入ビデオカセットの制作及び貸出事業を主たる業務とし、あわせて手話通訳者の派遣、情報機器の貸出等コミュニケーション支援事業及び聴覚障害者に対する相談事業を行う施設。

低床バス（ノンステップバス）（P 21、P 26）

障害者や高齢者、妊娠婦等が乗り降りしやすいように、路面から車両床面までの高さを低く（65cm以下）したバス。かさ上げされた歩道と車両床面との段差がほとんどなく、ほぼ平面移動が可能なバスをノンステップバス、1段だけ段差があるものをワンステップバスという。

特殊教育諸学校（P 27）

学校教育法に定められている、盲学校、ろう学校及び養護学校

特定生活関連施設（P 26）

「沖縄県福祉のまちづくり条例」において、社会福祉施設、医療施設、官公庁舎、教育文化施設、商業施設、道路、公園その他不特定かつ多数の者の利用する生活関連施設は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするための整備基準に適合させる等の必要があるが、特に高齢者、障害者等が社会生活を営むうえで整備を促進することが必要な施設（これを「特定生活関連施設」という）を新築等する場合には、知事に事前協議をしなければならない。

特別支援教育（P 15）

これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症等も含めて、障害のある児童生徒一人ひとりの教育ニーズを把握し、その持てる力を高め、学校における生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

特別支援教育コーディネーター（P 27）

障害のある児童生徒等の支援を適切に進めるために、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内及び関係機関や保護者との連絡調整役として、学校の校務として位置付ける者。

【な行】

ノーマライゼーション（P 2、P 6）

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

【は行】

ハートビル法（P 20）

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」。

誰もが円滑に利用できるような建築物の整備を促進することを目的として平成6年6月に制定(平成14年7月改正)された。多数の者が利用する建築物を建築する者に対し、障害者等が円滑に利用できる措置を講ずることを義務あるいは努力義務として課すものである。

特に不特定かつ多数の者、又は主として高齢者、身体障害者等が利用するもので、2,000 m²以上の建築物については、整備基準への適合が義務づけられる。また、より望ましいとされている水準に適合する建築物については容積率の緩和、税制上の特例、低利融資などの支援を受けることができる。

バリアフリー（P 3、P 15、P 16、P 20、P 21、P 22、P 26、P 27）

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もともとは、建築用語として登場し、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味合いが強いが、本文では、障害者の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）を除去するという意味で用いている。

ピアカウンセラー（P 24）

ピアカウンセリングとは、障害のある人がカウンセリング技術を身につけ、自らの体験に基づき、同じ仲間である他の障害のある人の相談に応じ、問題の解決を図ることをいう。障害のある人自らがカウンセラーとなり、共感し、理解を深めサポートを行う。

びわこミレニアム・フレームワーク（P 2、P 3）

平成14年10月に滋賀県で開催された「アジア太平洋障害者の十年」ハイレベル政府間会合において採択された、2003年から2012年までのアジア太平洋地域の障害者のための行動計画。「女性障害者」や「情報通信」など、7つの優先的な行動領域を掲げている。

福祉オンブズマン（P 18）

オンブズマン（オンブズパーソン）制度は、行政及び議会若しくは一定の領域に関する問題について、意見聴取・調査・監視・提言などを行う第三者機関であり、福祉オンブズマンとは、一定の福祉の領域に関する「専門オンブズマン」。
①自治体が独自に設置する場合。②福祉施設が独自に設置する場合。③市民運動の一形態として活動する場合がある。

福祉教育（P 7、P 19）

社会福祉に対する住民の理解と参加を促進するために、行政機関や民間団体などによって行われる福祉に関する啓発・体験活動や学校における教育活動のこと。

福祉的就労（P 16）

授産施設や小規模作業所で働くことを言う。自立、更生を促進し、生き甲斐をつくるという意味合いもある。

用語解説

福祉のまちづくり条例（P 20）

日常生活や社会生活を制限する様々な障壁を取り除くことにより、高齢者、障害のある人等が自由に行動し、平等に参加できる社会を築いていくため、平成9年に制定した条例。

建築物の出入口の段差解消、エレベーターの設置、幅の広い歩道の整備や視覚障害者誘導用ブロックの敷設など、福祉の観点を踏まえ総合的なまちづくりを目指す。

福祉マーク（P 19）

沖縄県においては、平成9年4月から「沖縄県福祉のまちづくり条例」が施行され、高齢者や障害者等の利用に配慮した施設整備が進められてきた。これらの施設のバリアフリー情報を周知することによって、全ての人の自由な行動と社会参加がさらに促進されるものと期待されることから、これらのバリアフリー情報が簡単に発信できるように平成13年11月に「沖縄県福祉マーク」を作成した。

放課後児童クラブ（P 25）

保護者等が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

ボランティア推進校（P 27）

小・中学校及び高等学校の児童・生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕・社会連携の精神を養うとともに、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会への啓発を図ることを目的として指定された学校。

ボランティアネットワーク（P 20）

ボランティアを募集しているNPO等の団体とボランティアをしたいというボランティア希望者とを結ぶボランティアの情報ネットワーク。

【ま行】

モニタリング（P 8）

監視・観察の意味で、日常的・継続的な点検のこと。企業の消費者調査や社会福祉において、関係者のサービス評価などの際に行われる。

耳マーク（P 19）

中途失聴・難聴者等で手話を使えない人にとって筆談はコミュニケーションを取る最も有効な手段であることから、聴覚に障害のあることを相手に理解してもらい筆談を行いやすくすることを目的に社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が普及に努めているシンボルマーク。

マンパワー（P 13、P 26）

人的資源。人口の高齢化が急速に進展し、保健医療・福祉の需要が増大する中で、サービスの担い手である保健医療・福祉の分野のマンパワーの果たす役割はますます重要となっている。

【や行】

ユニバーサルデザイン（P 3、P 20、P 21）

バリアフリーは、障害よりもたらされるバリア（障壁）に対処する考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは障害の有無や年齢、性別、国籍などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をはじめから考えてデザインする考え方。

要約筆記奉仕員（P 13、P 22、P 27）

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、手話習得の困難な中途失聴者や、難聴者などの聴覚障害者のため、文字によるコミュニケーション手段として要約筆記を行う者のこと。

【ら行】

理学療法士（P 13）

理学療法士及び作業療法士法に定められた国家資格に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、医師の指示の下に、理学療法を行うことを業務とする者。

理学療法とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るために治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることを言う。

リハビリテーション（P 2、P 12、P 15）

障害者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それとどまらず障害者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障害者の自立と参加を目指すとの考え方。